

議案第 1 4 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「住民票の写しの交付及び印鑑登録に関する証明に係る手数料の金額については、第 2 条第 1 項第 6 3 号及び第 7 0 号の規定にかかわらず」を「証明書等の交付に係る手数料（第 2 条第 1 項第 3 号に定める手数料を除く。）の金額は」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。